

令和3年度

第9回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和3年12月16日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和3年12月16日(木) 午後1時30分～午後3時00分

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 15 人

- 1 番 森川 光典 (会長)
- 2 番 合田 政光
- 3 番 小西 修
- 5 番 黒田 直文
- 8 番 豊田 敏計
- 9 番 齋藤 照久
- 10 番 中村 能身
- 11 番 石川 素康
- 12 番 山下 大輔
- 13 番 岡下 定幹
- 14 番 小出 章寛
- 16 番 山内 春雄
- 17 番 川下 肇
- 18 番 合田 朝子
- 19 番 今井 康博 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について <農業委員会許可>
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について <香川県知事許可>
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について <香川県知事許可>
- 議案第4号 農地法第5条の取下げについて <報告>
- 議案第5号 非農地証明願いについて <農業委員会許可>
- 議案第6号 換地計画に対する同意について
- 議案第7号 観音寺市農地利用集積計画(案)について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	森川 省三
事務局次長(農政管理係長)	藤村 佳広
事務局主任(農地係長)	石井 盟人
事務局主事	藤川 博史

6 会議の概要

(午後1時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和3年度観音寺市農業委員会第9回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半数である15人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。

それでは、森川会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長(会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。署名委員さんは、14番小出章寛委員、並びに18番合田朝子委員のご両名をお願いします

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは事務局に説明を求めます。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和3年12月16日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は5件です。議案書3ページをご覧ください。

1番の譲渡人は、高齢のため農地の管理に苦慮しており、近隣で営農している譲受人の父と使用貸借をしておりましたが、今後も農地を利用する予定がなかったため、譲受人と有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

2番の土地は、相続放棄されていた土地で、裁判所から相続財産管理人が任命されて処分を進めています。今回、地域の農業者で購入してくれる相手を探したところ、有償の所有権移転をすることで譲受人と話が纏まりました。譲受人は農地所有適格法人であることを、提出書類から確認しております。また、譲受人は認定農業者であり、本件で経営規模の拡大を図るものです。

3番の譲渡人は、高齢となり農地の管理に苦慮していたところ、近隣農地を耕作している譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は認定農業者であり、本件により経営規模の拡大を図るものです。

4番の譲渡人は、高齢となり農地の管理に苦慮していたところ、近隣農地を耕作している譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。

譲受人は認定農業者であり、本件により経営規模の拡大を図るものです。

5番の譲渡人は、高齢となり農地の管理に苦慮していたところ、近隣農地を耕作している譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

以上の申請につきましては、農地法第3条第2項の各号の不許可事項には該当しないものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、合田 政光委員 補足説明をお願いします。

合田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 2番について、荻田 昇吾委員が欠席のため私より説明します。

問題ないと聞いております。

3番、4番について、中村 能身委員 補足説明をします。

中村委員 特に問題ありません。

議長（会長） 5番について、川下 肇委員 補足説明をお願いします。

川下委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました但全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和3年12月16日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は3件です。

議案書6ページ及び位置図をご覧ください。

1番の転用目的は貸駐車場です。

申請場所は、坂本町七丁目甲946番1外1筆で香川県三豊合同庁舎から西側に市道を挟んで位置にあり、市道坂本白浜線に接する都市計画法の第二種中高層住居専用地域に該当する第3種農地であり、転用面積は地目が田1554㎡です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は貸駐車場として整備する予定で、利用予定を確認できる書面の提出もあることから、事業計画は妥当なものと考えます。

2番の転用目的は一般住宅で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、出作町大道上370番7で中部中学校から東約900mに位置し、市道出作3号線に接する都市計画法の非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が雑種地95㎡です。併せ地は518.87㎡、合計で613.87㎡です。利用計画ですが、既存居宅2階建2棟、既存納屋平屋建1棟、カーポートの合計318.2㎡で土地利用率は51.83%です。

転用に及んだ理由ですが、申請地は昭和57年頃に自宅の駐車スペースが不足したため、自宅の裏側の農地の一部を駐車スペースとしておりましたが転用の手続きを行っておりませんでした。無断転用となっていたことを深く反省し、始末書を付しての転用申請です。

3番の転用目的は建設残土による農地造成で、令和4年7月31日までの一時転用をしようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原天々出水3928番1外4筆で大野原支所から北西約1300mに位置し、市道旧国道柞田大野原線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、一時転用の面積は登記地目が田3165㎡です。

転用に及んだ理由ですが、申請地が前面道路から高低差があり利用に不便であったことから、令和元年8月頃より申請地の農地造成を行っておりました。本来、一時転用の許可を受けてから行うべきものですが、申請者の勘違いにより、転用の許可を受けずに工事を開始してしまいました。指摘を受けて無断状態であることを認識してからは、周辺農地への影響が生じないように処置して以降の工事を中断しております。農業委員会からの指導に対し本人は反省する始末書の提出がなされております。被害防除計画の提出もあり、地元水利関係者や土地改良区からも合意を得られております。農地造成後はオリーブを植樹する予定です。以上から、本件後の利用目的は農地であることを考慮し、追認もやむないものと考えます。

議案第2号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

先ほど説明があった3番の案件については、転用面積が3,000㎡を超えるため、現地調査を行ってきましたので、今井副会長から調査結果について説明をお願いいたします。

今井副会長 3番の転用予定地の現地調査を行いました。

転用の必要性、事業に対する規模の妥当性、排水や道路に関する許可関係について確認しましたが、追認もやむを得ないものと思われまます。

議長（会長） 副会長から現地調査の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、合田 政光委員 補足説明をお願いします。

合田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 2番について、小西 修委員 補足説明をお願いします。

小西委員 特に問題ありません。

議長（会長） 3番について、石川 素康委員 補足説明をお願いします。

石川委員 申請者とは話をしました。転用申請の許可と許可後について申請地の草の管理を適切に行うよう、また、周辺の営農へ影響が出ないように指導しました。本件についてはやむを得ないものと思います。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の7ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和3年12月16日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は6件です。

議案書8ページと位置図をご覧ください。

1番の転用目的は分家住宅で、親子間で無償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、出作町字川西695番1で香川西部養護学校から北西約160mに位置し、市道に接する都市計画法の非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は地目が田380㎡です。利用計画ですが、居宅2階建1棟86.95㎡で土地利用率は22.88%です。

転用に及んだ理由ですが、現在借家住まいをしています、今後家族が増えることを考え実家近くに新築を計画し、申請地を選定したものです。

2番の申請者は建築工事業、不動産業を営む法人です。転用目的は分譲住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字大畑乙322番2外9筆で柞田小学校から西約450mに位置し、市道大畑玉田線に接する都市計画法の非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は地目が田6989㎡です。併せ地は雑種地や用途廃止する農道水路等の229.57㎡、合計で7218.57㎡です。利用計画ですが、分譲住宅2階建25棟1656.25㎡で、平均区画面積が220.69㎡、土地利用率は30.01%です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は本件の隣接地にて令和2年9月許可にて分譲地を設けておりますが、売り上げが好調であり引き続き需要が見込めると判断し同地区にて分譲用地を拡大したいと考えておりましたところ、譲渡人と有償の所有権移転することで話が纏まったものです。

本件は開発許可が必要となる案件ですが許可見込みであること、地元土地改良区や水利関係者の同意が得ら

れていること、申請地に隣接する農地所有者の同意が得られていること、建築確認も許可の見込みがあることから、許可相当と判断するものです。

3番の申請者は観音寺市柞田町に主たる事務所を置く法人です。転用目的は駐車場・資材置場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字大畑乙322番4外6筆で柞田町学校から西約430mに位置し、市道岡ノ前線に接する都市計画法の非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は地目が田1746㎡です。併せ地は宅地697.06㎡、合計で2443.06㎡です。

転用に及んだ理由ですが、現在、併せ地のところに申請者の事務所がありますが、規模拡大に伴い社員の駐車スペースと資材置き場スペースが不足しておりました。また、月1回ほどの頻度でイベントを開催したいと計画しており、その時の来場者の駐車スペースを確保したいと考えておりましたところ、申請地の土地所有者との間で有償の所有権移転を行うことで話が纏まったものです。隣接農地や地元土地改良区、水利関係者の同意を得ており許可相当と判断するものです。

4番の転用目的は宅地拡張で、無断転用を解消のため所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字岡ノ前乙837番2外2筆で柞田小学校から西約500mに位置し、市道山田下野線に併せ地が接する都市計画法の非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況宅地等88㎡です。併せ地は宅地775.71㎡、合計で863.71㎡です。利用計画ですが、既存建物2階建1棟とカーポートの合計189.38㎡で土地利用率は進入路部を除いた面積628.71㎡に対し30.12%です。

転用に及んだ理由ですが、平成9年頃に居宅を建築しましたが、その時から土地の形状は現在の形でした。今般、隣接地が分譲地になるということで境界確認の立ち合いをしたところ、公図での土地の形状と現況が一致していないことが分かりました。申請地部分について農道水路を含めて取り込む形となっていたため、現況に合わせて農道水路の付け替え手続きをするよう手配し、関係者の了解を得ております。無断転用となっていたことについて始末書を付しての申請であり、許可相当と考えます。

5番の転用目的は農家住宅で、無断転用を解消し有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、池之尻町字久染968番12外2筆で観音寺市総合運動公園から北約300mに位置し、市道出作野田線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地436㎡です。併せ地は宅地615.84㎡、合計で1051.84㎡です。利用計画ですが、既存建物2階建1棟、既存建物平屋建1棟443.93㎡で土地利用率は42.20%です。

転用に及んだ理由ですが、平成26年に父が亡くなり相続登記を進める中で実家である申請地に無断転用があることが分かりました。相続した現所有者は家を出ており、申請地に居住する予定がないため売却先を探しておりました。一方で申請者は申請地の近隣に住んでおりますが家の老朽化から建て替えを考えておりました。しかし、敷地の形状が不整形で駐車スペースが不足していたことなどから、申請地を購入し引っ越すこととし、話が纏まったものです。

6番の転用目的は農家住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原字宮の下1778番1外1筆で大野原小学校から西約270mに位置し、市道観音寺大野原線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田332㎡です。併せ地は宅地33.07㎡、合計で365.07㎡です。利用計画ですが、居宅平屋建1棟104.33㎡で土地利用率は28.57%です。転用に及んだ理由ですが、現在親世帯と同居しておりますが、子供の成長とともに手狭となっていたため実家近くに居宅新築用地を探していたところ、実家の隣地の農地を有償の所有権移転することで話が纏まったものです。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

先ほど説明があった2番について、転用面積が3,000㎡を超えるため現地調査を行ってきましたので、今井副会長から調査結果について説明をお願いいたします。

今井副会長 2番の転用予定地の現地調査を行いました。転用の必要性、事業に対する規模の妥当性、排水

や道路に関する許可関係について確認しましたが、問題ありませんでした。

議長（会長） 副会長から現地調査の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1 番について、小西 修委員 補足説明をお願いします。

小西委員 特に問題ありません。

議長（会長） 2 番から 4 番について、富田 敏弘委員 が欠席のため私より説明します。

問題ないと聞いております。

5 番について、豊田 敏計委員 補足説明をお願いします。

豊田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 6 番について、中村 能身委員 補足説明をお願いします。

中村委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の取下願について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第 4 号について説明させていただきますので、議案書の 11 ページをご覧ください。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下願について

別紙記載の農地法第 5 条の規定による許可申請については、取下願の提出があり受理したので報告する。令和 3 年 12 月 16 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 1 件です。議案書 12 ページをご覧ください。

本件は令和 3 年 10 月の定例会の議案として審議いただき、意見書を付して県へ進達しておりましたが、申請者より今般の建材価格に上昇等から資金計画に変更が必要となったため、施設概要については大きな変更がないものの、資金計画を見直し、2 案件に分けた上で、改めて申請する予定とのことです。

県の転用許可がおける前の申し出であったため、取下げという形で対応しましたことを報告します。

議案第 4 号については以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第 4 号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の取下願について」についての報告を終わります。

次に、議案第 5 号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 それでは議案第 5 号について説明させていただきますので、議案書の 13 ページをご覧ください。

議案第 5 号非農地証明願いについて、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処理要領により、承認する。令和 3 年 12 月 16 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 1 件です。

1 番の申請地は、大野原町中姫字原田 62-1 外 1 筆で、大野原中学校から東に約 1,500m に位置し、登記地目は畑、現況地目は山林、面積が 2345 m²です。

申請地は、20 年以上前から耕作放棄地となり、山林化しました。当時の航空写真を確認し、山林化してい

ることが確認できていることから、非農地の認定基準である「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃（かいはい）し、農地として復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

議案第5号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、中村 能身委員 補足説明をお願いします。

中村委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第5号「非農地証明願いについて」承認することに決定させていただきます。

引き続きまして、議案第6号「換地計画に対する同意について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

農地係長 失礼いたします。

議案第6号について、説明させていただきますので、議案書15ページをご覧ください。

議案第6号 換地計画に対する同意について

土地改良法第52条による換地計画の決定及び県知事認可に際し、令和3年11月24日付で観音寺市柞田土地改良区理事長から、農地耕作条件改善事業寺井地区の換地計画に対する同意を求められたので、協議するものである。

令和3年12月16日 農業委員会 会長からの提出です。

次ページをご覧ください。

事業名は農地耕作条件整備事業、地区名は寺井地区で、令和4年3月に現場工事が完了し、同月中に換地処分される予定となっております。

表の上側の一般不換地 35筆、12,305.53㎡は土地を持ち込んだものの農地の配分を受けないで、清算した土地となります。

直ぐ下側の「計」の欄をご確認ください。従前地 95筆、47,493.56㎡、換地後 26筆、47,578.42㎡となります。

表に中程に記載している「異種目換地」は、新たに分家住宅を建設するための用地 296㎡で2筆であったものが1筆になります。

次の53条の3第1項の規定により定められた土地については、「土地改良区」が所有する道路、水路となります。次の54条の2第6項及び第7項の規定による土地については、観音寺市が所有する道路、水路となります。

表の一番下の「合計欄」をご覧ください。従前地 101筆、50,188.27㎡で、換地後は 54筆、54,935.87㎡となります。

次の17ページのは場整備前の現形図をご覧ください。赤線が対象エリアとなっております。

次の18ページの換地図をご覧ください。ご覧のように区画整備工事が完了し、換地処分されることとなります。

この換地計画に対して地元土地改良区より農業委員会の同意を求められておりますので、よろしく申し上げます。

議案第6号の説明については、以上で終わります。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第6号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第6号「換地計画に対する同意について」は、「換地計画のとおり同意する」ということで決定させていただきます。

続きまして、議案第7号「観音寺市農地利用集積計画（案）について」議題といたしますが、岡下委員、齋藤委員の関係案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の案件にあたりますので、退席を求めます。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長 失礼いたします。

議案第7号の説明の前に、議案書の訂正をお願いいたします。

33 ページの下の方、13 番の受人の面積が記載されておきませんが、正しい数字を申し上げますので、記入をお願いします。

上から経営面積が9,066、自作が6,487、借入が2,579、貸付が2,236 です。

お手数をおかけして申し訳ございませんでした。

それでは、議案第7号について、説明させていただきますので、議案書の19 ページをお開きください。

議案第7号観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、原案のとおり決定する。令和3年12月16日農業委員会会長からの提出です。

次の20 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画（所有権移転）令和3年12月28日公告（案）ですが、こちらは、公益財団法人香川県農地機構の特例事業であります農地の売買事業になります。

今月は、2人の所有者から農地機構への所有権移転の申し出がありまして、3筆、合計2,048㎡の集積となります。

次の21 ページをご覧ください。

譲渡人はいずれも市内在住の方で、農地の管理に苦慮していたところ、3筆ともに隣接農地所有者で近隣農地を8,000㎡以上耕作している認定農業者との間で話がまとまったため申請に及んだものです。

なお、この3筆の申請につきましては、12月13日に利用調整会議を開催しました。農地所有者と買受予定者、また、農業委員の合田朝子委員にご出席いただきまして、機構の担当職員との間で、細部の調整は完了しております。

次の22～25 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表、利用権設定、経営移譲年金、令和3年12月28日公告（案）ですが、こちらは、経営移譲年金の受給のための申し出で、農地が1筆期間借地になっているため2件の申し出となっております。田12筆10,790㎡、畑10筆1,506.91㎡、合計22筆12,296.91㎡について受人の息子さんに利用権設定するものです。

次の26 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表（利用権設定）令和3年12月28日公告（案）ですが、こちらは、通常の利用権設定による貸借について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの 設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	m ²
高室地区	2, 0 3 5 m ²
常磐地区	9, 7 4 8 m ²
柞田地区	9 7 7 m ²
木之郷地区	m ²
豊田地区	1, 1 7 9 m ²
栗井地区	1, 4 3 0 m ²
一ノ谷地区	4, 7 3 8 m ²
大野原地区	7, 3 6 0 m ²
豊浜地区	2, 0 6 5 m ²

で、17 件の申出があり、田 36 筆、合計面積 29, 532 m²となっております。

農地の所在地、渡し人、借受者等につきましては、次の 27 ページから 35 ページに記載しておりますのでご覧ください。

今月は、特に気になる案件はありませんので、個々の説明は省略させていただきます。

次に議案書の 36 ページです。

こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和 3 年 12 月 28 日公告 (案) ですが、農地機構を通じた申し出を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸し出しについて、該当する地区の集積面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	m ²
高室地区	m ²
常磐地区	2, 4 7 2 m ²
柞田地区	4, 2 8 2 m ²
木之郷地区	1 3, 4 8 8 m ²
豊田地区	7, 3 5 3 m ²
栗井地区	9, 5 4 9 m ²
一ノ谷地区	3, 3 8 0 m ²
大野原地区	3 7, 3 9 2 m ²
豊浜地区	1 2, 1 9 1 m ²

合計、37 件、田 95 筆、畑 3 筆、合計面積 90, 107 m²です。

賃借が 19 件、使用賃借が 18 件となっています。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、次の 37 ページから 57 ページに記載しております。

またこれは、貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸される一括方式による賃借となります。

議案第 7 号の説明については、以上で終わります。

ご審議よろしく申し上げます。

議長 (会長) 事務局の説明が終わりましたので、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長 (会長) 特にないようですので、議案第 7 号「観音寺市農地利用集積計画 (案) について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

[岡下委員、齋藤委員 入室]

以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございましたらどうか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

事務局 [連絡事項]

議長（会長） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

以上を持ちまして、令和3年度第9回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後3時00分 閉会>